

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 8 年 2 月 8 日に執行が想定される衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条第 2 号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和 8 年 1 月 1 5 日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

登録の移替えを延期する期間

令和 8 年 1 月 1 6 日から令和 8 年 2 月 8 日まで

ただし、公職選挙法第 3 0 条の 5 第 4 項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの延期を行わない。